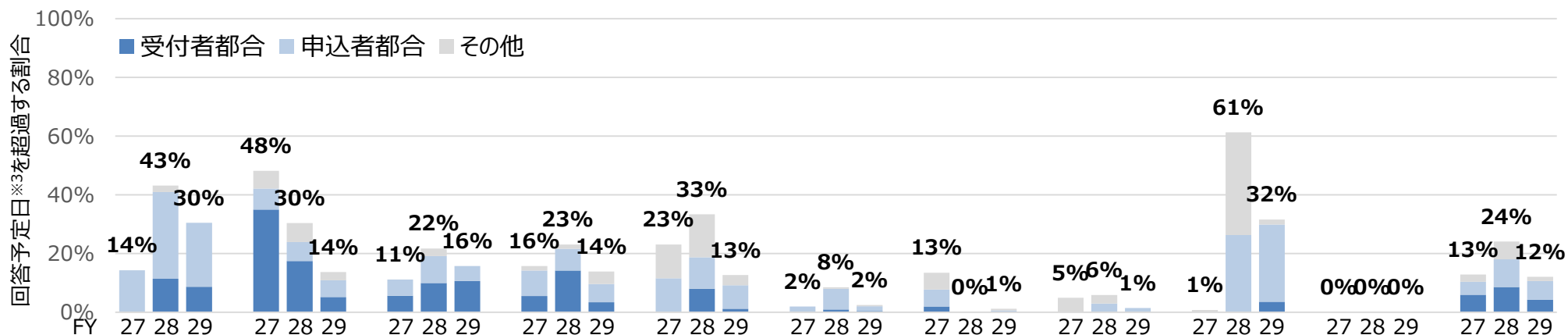


契約申込に対する回答遅延の状況

- 契約申込※¹に対する回答は、申込日から原則6カ月または9カ月以内に行うこととされている。
- 平成29年度に回答予定日を超過した割合は、全社ベースでは12%と、昨年度より低下。
- 平成29年度における受付者都合による回答遅延についてみると、全体ベースでは4%と、昨年度よりも低下。全社ベースよりも割合が高かったのは、東京(10.6%)、北海道(8.7%)、東北(5.1%)の3社。



受付者都合の遅延割合※ ²	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	全10社
年度27年度	0.0%	34.9%	5.6%	5.5%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0%
年度28年度	11.4%	17.4%	9.9%	14.2%	8.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.6%
年度29年度	8.7%	5.1%	10.6%	3.3%	1.1%	0.4%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	4.3%
全件※ ⁴ (件)											
年度27年度	7	83	18	127	26	154	52	41	128	1	637
年度28年度	44	247	424	338	75	213	128	68	160	3	1,700
年度29年度	46	175	349	209	87	245	177	71	114	5	1,478

■ : 全社ベースの割合以上のもの(各年度毎)

※1 契約申込みには、通常申込みと同時申込みがある。同時申込みは、FIT法に定める認定発電設備の場合で接続検討の申込みと同時、或いは接続検討の回答受領前に契約申込みを行うことができる申込方法

※2 割合は、全件のうち、受付者都合により回答予定日を超過した割合

※3 回答予定日は、電力広域的推進機関の送配電等業務指針第98条および第100条で定められた期間内で一般送配電事業者が定めた日。回答期間は原則として、①通常申込みは、申込み受付日から6カ月又は連系希望者と合意した期間、②同時申込みは、申込受付日から9カ月又は連系希望者と合意した期間内で設定される日をいう

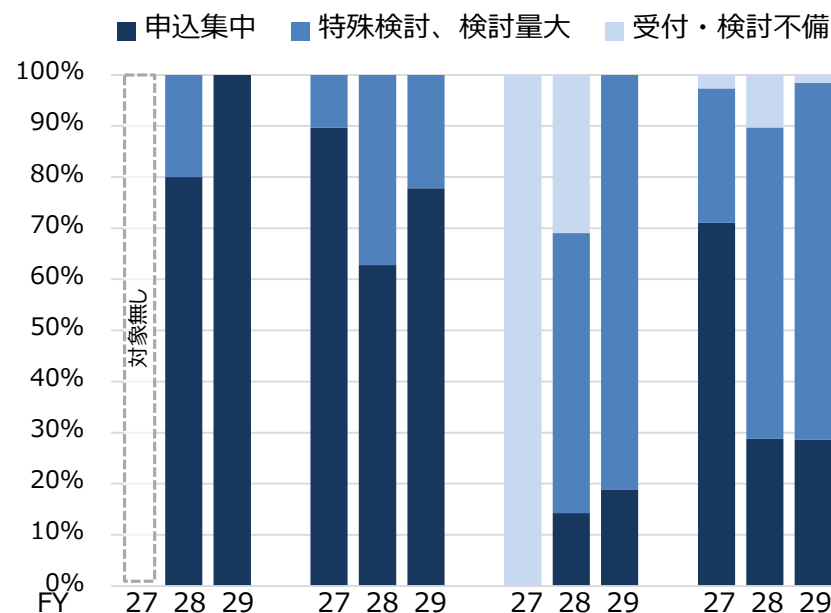
※4 対象案件は、各年度で回答を行った案件のうち最大受電電力500kW以上の発電設備等に係る契約申込

(出所)電力広域的運営推進機関(発電設備等系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ)を基に作成

契約申込に対する回答遅延～受付者都合による回答遅延の要因

- 受付者都合による回答遅延割合が高かった3社について、その要因を確認したところ、北海道、東北は申込集中、東京は特殊検討・検討量大の案件増加が主な要因として挙げられた。
- 東北は、人員配置や業務見直し等により対策を講じ、回答遅延の減少に努めている。

受付者都合による回答予定日超過の要因別割合



回答遅延割合・件数※1	北海道	東北	東京	全10社
年度27年度	—% 0件	34.9% 29件	5.6% 1件	6.0% 38件
年度28年度	11.4% 5件	17.4% 43件	9.9% 42件	8.6% 146件
年度29年度	8.7% 4件	5.1% 9件	10.6% 37件	4.2% 62件

受付者都合による回答遅延の要因

- 北海道**
 - 契約申込数の増加に伴い申込集中の割合が増加したことが主な要因。具体的には、先行案件の検討結果が当該案件の検討に影響を与える案件において先行案件の検討に時間を要したこと、先行案件の回答が遅れたことにより当該案件の検討着手に時間を要したことが挙げられる。
- 東北**
 - 契約申込数の増加に伴い申込集中の割合が増加したことが主な要因。
 - 過去の申込実績等を踏まえて人員を配置し、回答遅延の割合自体は減少傾向。
 - 系統アクセス業務が輻輳する場合には、事業所内において業務分担の見直しを行い、業務平準化を行う対策を講じている。
- 東京**
 - 特殊検討・検討量大の案件が多いことが要因。具体的には、①想定潮流の合理化に伴う非稼働電源の見極めに時間を要したこと、②アクセス線の検討規模が大きく工事費用の算定に時間を要していることが考えられる。
 - これらに加え、契約申込件数が一部のエリアに集中したため遅延が生じている

※1 受付者都合により回答予定日を超過した割合及び件数
(出所)電力広域的運営推進機関「発電設備等系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ」を基に作成

(出所)各社提供資料を基に作成